

大 第 1005 号
令和 2 年 4 月 7 日

各県内大学設置者 様

兵庫県企画県民部管理局大学課長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について

標記の件について、国の緊急事態宣言を受けて、兵庫県では「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を本日決定しました。

各県内大学におかれましては、緊急事態宣言期間中の5月6日（水）まで、臨時休業していただくよう要請します。なお、臨床実習等授業内容によりやむを得ず休業できない場合は、感染防止対策を万全に講じた上で実施いただくなど、特段のご配慮をお願いいたします。

また、このたびの通知を踏まえ、県内大学の臨時休業等の取扱いについて調査を行いますので、別紙調査票に必要事項を記入のうえ、4月9日（木）14時までに、FAX又はメールで、ご回答をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスに感染した学生・教職員等又は感染者の濃厚接触者となった学生・教職員等についての情報を得た場合には、健康福祉事務所（保健所）に連絡するとともに、速やかに、県までご連絡いただきますようお願いいたします。

（参考）

県立学校では、県下全ての学校を4月9日（木）から5月6日（水）まで、臨時休業とすることとしています。

【回答・問い合わせ先】

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県企画県民部管理局大学課

T E L 078(341)7711（内線 2532）

F A X 078(362)3963

【(別紙)臨時休業等状況調査票】

回答先 兵庫県企画県民部管理局大学課 あて

(回答期限: 令和2年4月9日(木)14:00) <メール又はFAXで回答> (FAX: 078-362-3963)

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業等状況等調査

学校法人名	
担当者名	
連絡先	

大学名	休業措置等		学校運営上の工夫	備考
	対応	休業期間		
〇〇大学	臨時休業	4月〇日～〇月〇日まで	遠隔講義の実施/その他	